

塩浜中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止

令和6年4月

四日市市立塩浜中学校

はじめに

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではないと考えています。

本校においては、「人間性豊かで、創造力・実践力に富む生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、一人ひとりの子どもの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を形成していくことを目指しています。限定的な人間関係になりがちな少人数の集団の中に、互いを尊重しあえる望ましい人間関係を育てることが重要であり、そこから自他の人権をまもるために行動できる力が育まれると思われま

す。

本校は四日市市いじめ防止基本方針に基づき、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていこう取組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

いじめの防止は積極的な生徒指導のもと、全教師が全ての教育活動の中で粘り強く行なうものと考えています。以下の指導は全教師の共通理解のもと、全教師が指導することを基本としています。また学級活動や、生徒会活動、行事、部活動を活発にし、自主的な活動ができるように指導することにより、互いを認め合える校風づくりを行っています。

(1) 「生活全般」について

- ① 挨拶の励行と、学校のルール・時間等を厳守させ、礼儀正しく活発な生徒を育てます。
- ② 生徒会や係の仕事・班での活動を奨励し責任ある態度を育て、一人ひとりがそれぞれ活躍できる場を設け、自他を認める心を養います。

(2) 「教科指導」について

- ① 子どもの興味・関心・意欲を喚起させる教材の選択・研究、指導方法・形態等の工夫改善を行います。
- ② コミュニケーション能力の育成を目指し、自らの考えを持ち、考えをまとめ、伝え合い、聴き合うことができる力を高めます。

- (3) 「集団作り」について
- ① 「一人ひとりの意見が大切に受け止められる」集団作り
学級や生徒会・部活動などで、望ましい集団活動を体験し、集団や社会の一員として協力してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てます。
 - ② 「自ら課題を見つけ、仲間とともに解決できる」集団作り
塩浜中学校区学びの一体化の取り組みの一環として、豊かなコミュニケーション能力を育て、互いに認め合う心を育てます。
- (4) 「いのちを尊重する教育」について
- ① 人権学習や性教育・食育・環境教育を、道徳教育や総合的な学習で総括的に扱い、一人ひとりの命を尊重する心情を育てます。
 - ② 校外学習で環境学習や平和学習を行い、体験を通し自他との繋がりを実感し、現在生きていることへの感謝の気持ちを育てます。

2 いじめ防止啓発

- (1) 『いじめ』に関する指導の手引を有効活用しています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚(学校関係者編)」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) 「いっしょに考えよういじめ問題(保護者編) かけがえのない子どもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 集会やいじめ防止ポスターの掲示を通して、いじめ防止の啓発を図ります。
- (5) インターネット上で行われるいじめに対しては、学校は情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発を努めます。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめ電話相談 (059-226-3779)」
「いじめ教育相談 (059-226-3729)」(三重県総合教育センター)
 - ② 「不登校や発達障害に関する相談電話 (059-354-8285)」(四日市市教育委員会)
 - ③ 「青少年と家庭の悩み相談電話 (059-352-4188)」(こども未来部青少年育成室)
 - ④ 「子どもの人権110番 (059-354-8610)」(人権センター)
 - ⑤ 「被害少年の悩み、問題行動等 (059-354-7867)」(北勢少年サポートセンター)
 - ⑥ 「児童虐待、不登校、養育等 (059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ⑦ 「24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310)」(文部科学省)
 - ⑧ 「こどもほっとダイヤル (0800-200-2555)」(チャイルドヘルプライン MIE ネットワーク)
 - ⑨ 「チャイルドライン MIE (0120-99-7777)」(チャイルドヘルプライン MIE ネットワーク)

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく必要があります。しかし、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりします。こういった大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 小規模校の特性を生かし、担任や学年担当のみではなく、全教職員による日常

的な生徒との対話や観察を行い、生徒の変化やサインを見逃さず、迅速に職員間の情報の伝達を行います。

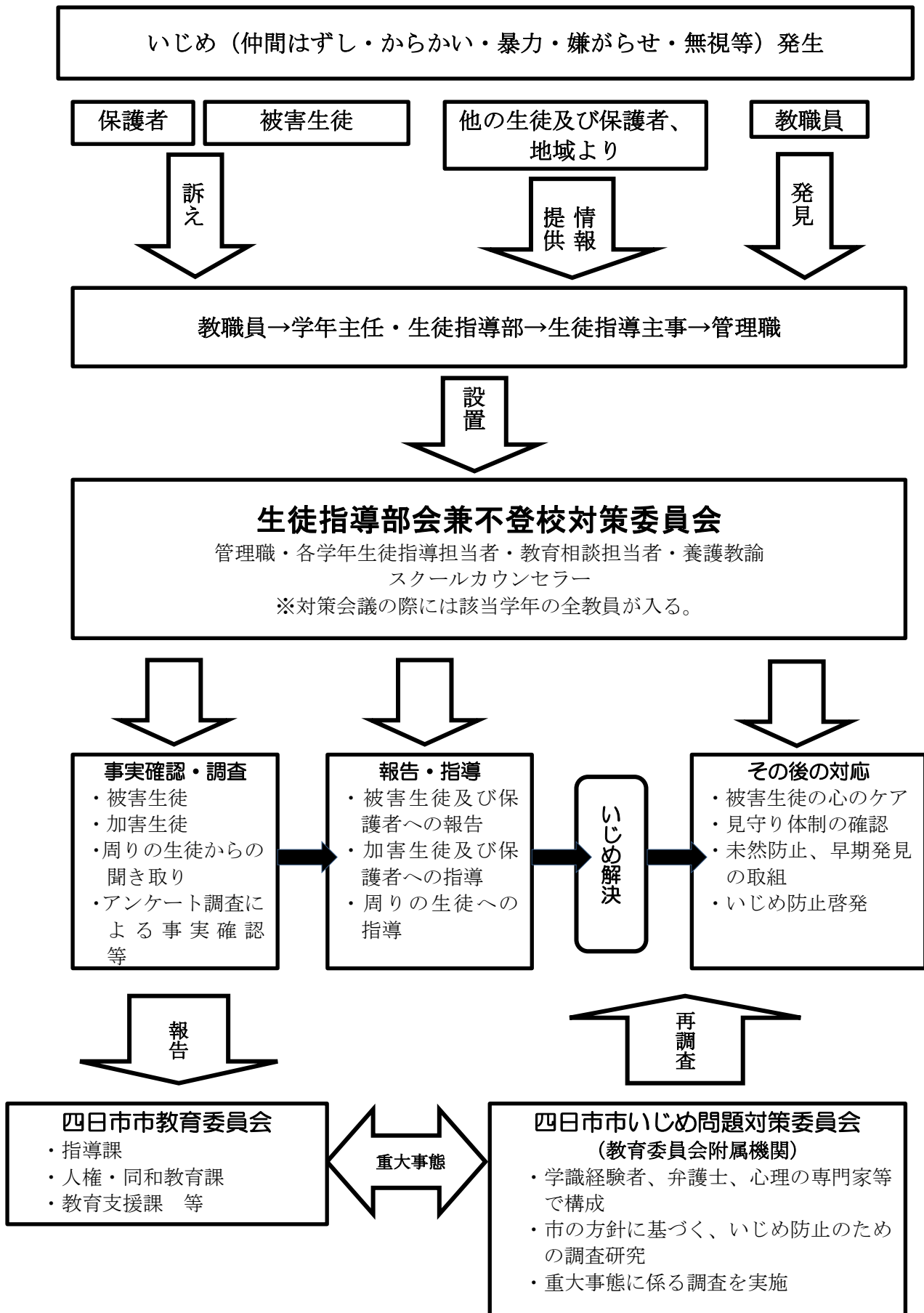
- ② 生活ノートによる生徒一人ひとりの指導を毎日行います。また、作文、学級日誌なども活用しています。
 - ③ いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をしています。
- (2) 生徒に、「いじめ調査」を年3回実施し、いじめの状況を把握しています。
 - (3) 生徒に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況を把握しています。この結果をもとに、Q-U調査の職員研修を年2回設け、支援が必要な生徒の情報共有を職員間で行っています。
 - (4) 生徒に、「学級実態調査」を年2回実施し、学級の状況を把握しています。この結果をもとに、職員会議で職員間の情報共有を行っています。
 - (5) 教育相談を実施しています。
- ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が児童 生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
 - ② 『いじめ』に関する指導の手引の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (6) スクールカウンセラーとともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。
 - (7) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
 - (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
- ① 中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」(学校・園データベース参照)を道徳・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ③ 問題が発見された場合、迅速に対応します。聞き取り調査を行い、被害生徒の心のケアや、加害生徒の指導を行います。また、必要に応じて全校・学年集会を開き、全生徒にネットマナー・モラルについての指導を徹底します。

第2章 いじめの発見から解決まで

1 いじめ問題に対する基本的な考え

- (1) いじめを発見・通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導部に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級・学年・学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

2 発見から指導、解決までの対応の展開



第3章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

(1) 組織としての共通理解

担任や一部の教員で問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することを原則としています。そのため、以下の点について校内での共通理解を図っています。

- ① 情報交換を密にして、問題を未然に防ぐように努めます。
- ② 情報をひとりで抱えない。また、生徒と個人的な約束をしません。
- ③ 生徒指導とは良識ある社会人を育てるためのものであり、教師は善悪をはっきり教え込む義務があることを共通の認識とします。

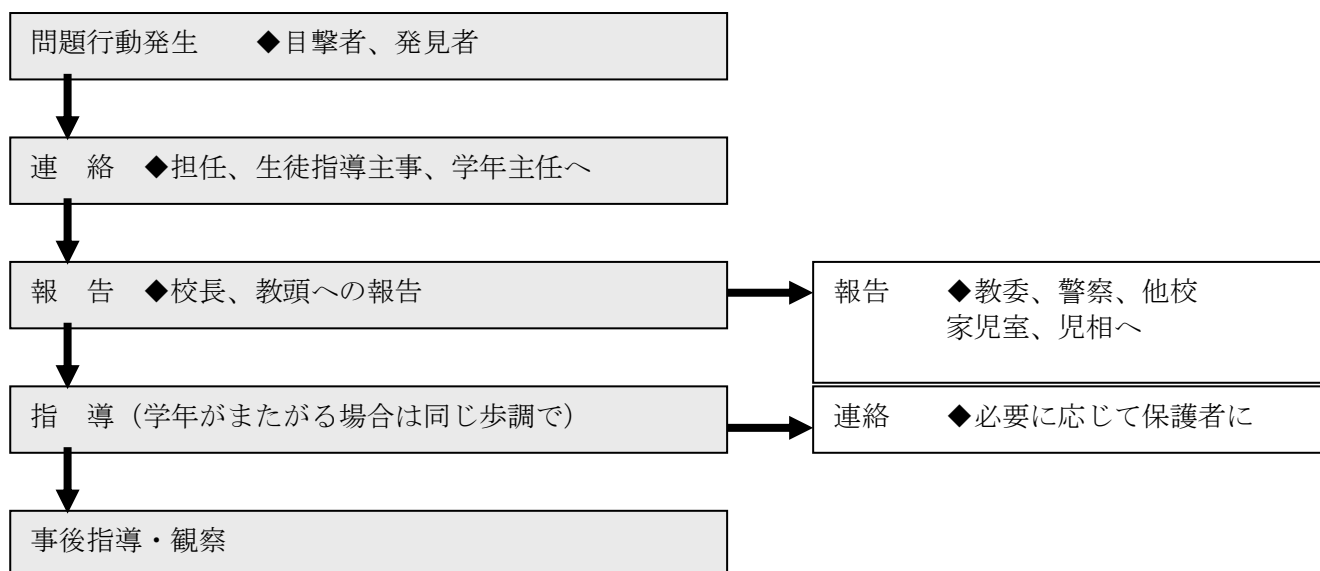
(2) 生徒指導部会

- ① 構成員は、管理職・各学年生徒指導担当者・教育相談担当者・養護教諭・スクールカウンセラーです。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議しています。
- ③ 指導にあたる場合は、常に学年や生徒指導部と連絡を取り合い、個人的判断による指導や他の生徒と差のある指導にならないようにします。

(3) 生徒指導部会内で「いじめ防止対策」について定期的に協議します。

- ① 問題発見時、必要に応じて「学校いじめ対策委員会」を設置します。
※通常の生徒指導部会に該当学年の全職員が入ります。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により、早期に解決を図ります。

問題行動発生時の対処



- 問題行動の内容、程度に応じてその対処の仕方は異なるが、生徒に関わる問題は、事の大小に関わらず校長・教頭・生徒指導主事に報告します。
- 問題があったときは、「連絡」「相談」を密にして、学年体制・学校体制でその指導にあたります。
- 担任や指導に当たった職員は「生徒の様子フォルダー」の記入も忘れずに行います。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校づくり協力者会議と協働しています。
- (2) 事案により、保育園・幼稚園・小学校・他の中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員・民生委員児童委員・青少年健全育成委員会・社会福祉協議会・自治会・市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第4章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 生徒として

- (1) 「思いやりを持って、違いを認め合える塩中生」

皆さんは一人ひとりが大切な存在です。周りの仲間に思いやりの心を持ち、やさしくなれるように心がけましょう。自らが行動して、いじめのない学校づくりに努めてください。

周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

- (2) 「何ごとにもチャレンジ精神を持つ塩中生」

一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、ともに頑張る仲間を応援する気持ちを持ちましょう。

- (3) 「けじめをつけてルールを守る塩中生」

より良い仲間作りのためには、気配りやルールを守ることが不可欠です。挨拶をしっかりとすること、学校のルール・時間等はしっかりと守りましょう。

第5章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきています。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 日永交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども保健福祉課家庭児童相談室
- (5) 男女共同参画課
- (6) 市民生活課多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第6章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。